

議 事 日 程

- | | | | |
|--------|--------|--|--|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | | 町長の行政報告と提出案件の要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | | 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度遠軽町一般会計補正予算第10号） |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | | 平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第1号） |

平成22年第2回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成22年4月19日（月）午前9時59分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告と提出案件の要旨説明
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度遠軽町一般会計補正予算第10号）
日程第 5 議案第 1号 損害賠償の額を定めることについて
日程第 6 議案第 2号 損害賠償の額を定めることについて
日程第 7 議案第 3号 損害賠償の額を定めることについて
日程第 8 議案第 4号 損害賠償の額を定めることについて
日程第 9 議案第 5号 損害賠償の額を定めることについて
日程第10 議案第 6号 平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）
-

◎出席議員（17名）

- | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 前田篤秀君 | 17番 | 浅水輝彦君 |
| | 1番 | 石田通行君 | 2番 | 今村則康君 |
| | 3番 | 清野嘉之君 | 4番 | 林照雄君 |
| | 5番 | 黒坂貴行君 | 6番 | 松田良一君 |
| | 8番 | 山田和夫君 | 9番 | 岩澤武征君 |
| | 10番 | 杉本信一君 | 11番 | 山谷敬二君 |
| | 12番 | 高橋眞千子君 | 13番 | 荒井範明君 |
| | 14番 | 阿部君枝君 | 15番 | 奥田稔君 |
| | 16番 | 高橋義詔君 | | |
-

◎欠席議員（1名）

- 7番 岩上孝義君
-

《平成22年4月19日》

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員 会長	富永 史朗 君
代表監査委員	秋保 利勝 君		

◎説明員

副町長	広井 澄夫 君	総務部長	高橋 義久 君
総務課長	寒河江 陽一 君	民生部長	磯貝 勝幸 君
経済部長	高嶋 朝雄 君	経済部技監	松井 雅弘 君
情報管財課長	岩山 靖彦 君	企画課長	加藤 俊之 君
財政課長	太田 守 君	建設課長	中川原 英明 君
建設課参事	山本 善宏 君	会計管理者	松本 妙子 君
生田原総合支所長	石川 弘美 君	白滝総合支所支所長	池田 博利 君
教育長	河原 英男 君	教育部長	橋本 建一 君
総務課長	松橋 行雄 君	社会教育課長	中村 哲男 君
社会体育課長	工藤 重雄 君	図書館長	佐川 哲史 君
監査委員事務局長	吉田 博之 君	選挙管理委員会事務局長	吉田 博之 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷 正明 君	庶務・議事担当主任	小玉 美紀子 君
事務局主幹	伊藤 雅彦 君	庶務・議事担当主任	梶田 淳一 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成22年第2回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。ただいまの出席議員は、17人です。

なお、岩上議員より、欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成21年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は第10までとなっております。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、山田議員、浅水議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成22年第2回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告と提出案件の要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告と提出案件の要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成22年第2回遠軽町議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

厳しかった冬も終わり、春を感じさせる季節がやってまいりましたが、同時に公私ともに大変お忙しい時期でもあり、こうして第2回遠軽町議会臨時会に御参集をいただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。

初めに、低気圧による強風被害状況について御報告をいたします。

3月21日、12時ごろから遠軽町内において強い風が吹き始め、アメダス観測所のデータでは、遠軽で午後1時30分に26.9メートル、生田原で午後2時30分に29.3メートル、白滝で午後3時に26.1メートルの最大瞬間風速を記録しました。幸い人身被害はなかったものの、遠軽、生田原及び丸瀬布地域で、住宅、農業施設、公共施設等に被害が発生しており、被害に遭われた皆様には心より御見舞いを申し上げます。

なお、公共施設に係る被害の状況につきましては、議案に関する資料、平成22年3月21日、低気圧による強風被害箇所一覧表を御参照願います。

また、これらの被害に係る災害復旧関連予算を専決処分いたしまして、今議会に承認案件として提出させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

次に、第1回遠軽町議会定例会以降における行政報告をいたします。

3月19日には、遠軽警察署と町営住宅への暴力団員の入居等を制限するための協定を締結いたしました。これによりまして、町民の皆さんがこれまで以上に安全に安心して暮らせる住みよい地域社会づくりにつながるものと考えております。

3月28日には、旭川紋別自動車道開通式に出席してまいりました。これにより、丸瀬布インターチェンジから比布ジャンクションまで80キロの区間が全線開通し、道央・道北圏と高速交通ネットワークで結ばれることとなり、救急医療体制の強化、物資輸送、観光面での経済効果が期待されるところであります。

また、4月1日には、遠軽町設備工事工業協会と災害時における応急対策に関する締結所を締結いたしました。町と業界団体などとの協力協定締結は、今回で6団体となり、こ

《平成22年4月19日》

れまで以上に迅速かつ強力な災害対策が図られるものと心強く感じているところであります。

次に、今議会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることにつきましては、3月21日の低気圧による強風による公共施設に被害が生じ、復旧措置に急を要したため、補正予算を専決処分いたしましたので議会の承認を求めるものであります。

議案第1号から議案第5号の損害賠償の額を定めることにつきましては、ロックバレースキー場に設置してありましたユニットハウスが今回の強風により横倒しとなり、周囲の車5台を破損させたものでありまして、損害賠償の額を定めた議会の議決を求めるものであります。

議案第6号平成22年度遠軽町一般会計補正予算につきましては、議案第1号から議案第5号の損害賠償に係る費用を補正するものであります。

以上が、今議会に提案いたしました議案の概要であります。御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。第2回遠軽町議会臨時会の開会に当たりましてのごあいさつといたします。

◎日程第4 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度遠軽町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第1号専決処分書について御説明いたします。

平成22年3月21日の低気圧による強風被害に伴い、平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきまして、同日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531万円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億3,448万円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

《平成22年4月19日》

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1、歳入。

10款地方交付税につきましては531万円を追加し、総額を71億9,992万2,000円とするものであります。1項同額であります。これによりまして、歳入合計141億2,917万円に531万円を追加し、総額を141億3,448万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2、歳出。

11款災害復旧費につきましては531万円を追加し、総額を711万円とするものであります。1項同額であります。これによりまして、歳出合計141億2,917万円に531万円を追加し、総額を歳入歳出同額の141億3,448万円とするものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明いたします。

繰越明許費の追加につきましては、11款災害復旧費、1項災害復旧費、災害復旧事業531万円は、3月21日の低気圧による強風被害に伴う公共施設の修繕料及び復旧工事に係る経費でありまして、年度内支出が見込めませんので繰越明許費とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略をいたしまして、3、歳出から御説明いたします。9ページをお開き願います。

3、歳出。

11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目災害復旧費、災害復旧事業531万円の追加につきましては、修繕料78万円は強風被害に伴う遠軽及び生田原地域の公共施設等4件の修繕に要する経費であります。

北区団地屋根復旧工事399万円及び学校通団地屋根復旧工事54万円は、ともに生田原地域の公営住宅でありまして、強風被害に伴う屋根、トタン等の復旧に要する経費であります。強風被害の概要については、後ほど担当より御説明いたします。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開き願います。

2、歳入。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税531万円につきましては、普通交付税の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案に関する資料につきまして御説明いたします。

1ページ、低気圧による強風被害一覧。

平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）専決処分・繰越明許であります。工事請負費は、番号1北区団地及び番号2学校通団地の2カ所、修繕料は、番号3生田原

《平成22年4月19日》

図書館から番号6ロックバレースキー場の4カ所でありまして、6カ所の合計金額は531万円となっております。

なお、被害位置図につきましては、3ページ及び4ページに掲載をしておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表繰越明許費補正。3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号から日程第10 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第1号損害賠償の額を定めることについて、日程第6 議案第2号損害賠償の額を定めることについて、日程第7 議案第3号損害賠償の額を定めることについて、日程第8 議案第4号損害賠償の額を定めることについて、日程第9 議案第5号損害賠償の額を定めることについて、日程第10 議案第6号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）、以上、議案6件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものであります。

《平成22年4月19日》

1、相手方につきましては、住所、遠軽町南町3丁目55番地、氏名、佐藤幸一様であります。

2、事故の概要につきましては、平成22年3月21日午後2時ごろ、遠軽町野上150番地のロックバレースキー場駐車場において、遠軽町が所有するユニットハウスが強風により横倒しとなり、同駐車場に駐車していた相手方が所有する自家用車を破損したものであります。

3、損害賠償額につきましては20万6,325円で、全額自動車修理費であります。続きまして、議案第2号損害賠償の額を定めることについてを説明いたします。

損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものであります。

1、相手方につきましては、住所、遠軽町南町3丁目12番地6、氏名、長野博樹様であります。

2、事故の概要につきましては、議案第1号と同様ですので省略をさせていただきます。

3、損害賠償額につきましては65万円で、全額自動車修理費であります。

続きまして、議案第3号損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものであります。

1、相手方につきましては、住所、遠軽町丸瀬布金山168番地、氏名、黒沼弘昭様であります。

2、事故の概要につきましては、議案第1号と同様ですので省略をさせていただきます。

3、損害賠償額につきましては43万1,792円で、全額自動車修理費であります。

続きまして、議案第4号損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものであります。

1、相手方につきましては、住所、遠軽町豊里252番地、氏名、川口慶太郎様であります。

2、事故の概要につきましては、議案第1号と同様ですので省略をさせていただきます。

3、損害賠償額につきましては12万7,271円で、全額自動車修理費であります。

続きまして、議案第5号損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

損害賠償の額を定めたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものであります。

1、相手方につきましては、住所、遠軽町豊里64番地145、氏名、加賀宏様であります。

《平成22年4月19日》

2、事故の概要につきましては、議案第1号と同様ですので主略をさせていただきます。

3、損害賠償額につきましては27万6,750円で、自動車修理費24万円、代車費用3万6,750円であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第6号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億8,969万3,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1、歳入。

18款繰入金につきましては169万3,000円を追加し、総額を234万4,000円とするものであります。1項同額であります。これによりまして、歳入合計130億8,800万円に169万3,000円を追加し、総額を130億8,969万3,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2、歳出。

11款災害復旧費につきましては169万3,000円を追加し、総額を349万3,000円とするものであります。これによりまして、歳出合計130億8,800万円に169万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の130億8,969万3,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。

11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目災害復旧費、災害復旧事業169万3,000円につきましては、3月21日の低気圧による強風により、ロックバレースキー場駐車場に設置していたユニットハウスが横倒しになり、同駐車場に駐車中の自家用車5台を破損したことによる損害の賠償金であります。

また、強風被害の概要につきましては、お手元に配付をしております平成22年3月21日低気圧による強風被害箇所一覧表の2ページ、低気圧による強風被害一覧、番号⑥番及び4ページの強風被害位置図、番号⑥番として記載をしておりますので御参照願います。

《平成22年4月19日》

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金169万3,000円につきましては、財政調整基金繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案6件の質疑を行います。質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

《平成22年4月19日》

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案6件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第1号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終

了いたしました。

これをもって、平成22年第2回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

《平成22年4月19日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 山 田 和 夫

署 名 議 員 浅 水 輝 彦